

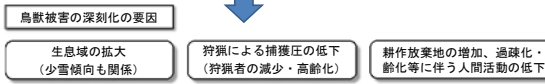
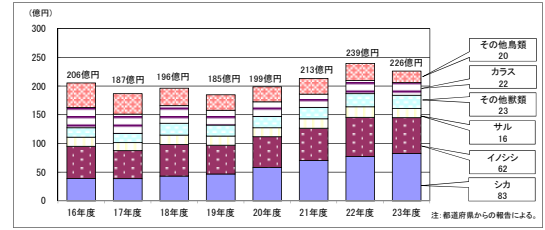
鳥獣被害防止総合対策の概要

平成26年1月

東北農政局生産部生産技術環境課

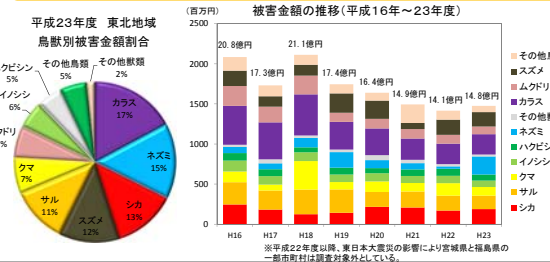
1 野生鳥獣による農作物被害の概況

(1) 農作物被害額の推移（全国）

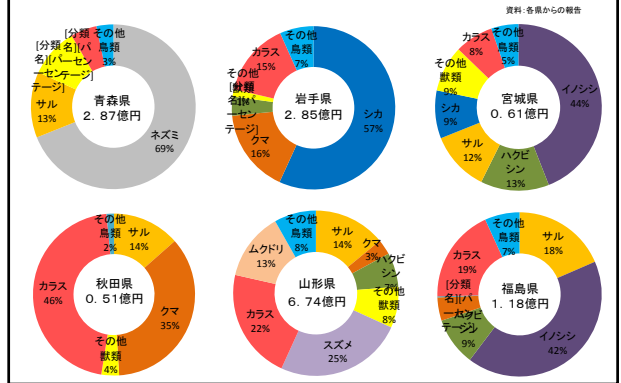


(2) 東北地域の農作物被害概況

- 平成23年度の野生鳥獣による農作物被害金額は、14.8億円で前年度に比べ約6千万円増加(対前年比4%増)
- 鳥獣による被害金額上位は、カラス、ネズミ、シカの順。全国はシカ、イノシシ、カラスの順。
- 鳥類による被害金額は、6.0億円で、栗樹が82% (5.0億円)と最も多く、次いでイネ10%、野菜7%の順。
- 獣類による被害金額は、8.7億円で、栗樹が50% (4.4億円)、次いで飼料作物17%、野菜16%の順。
- 県別みると、山形県(46%)、青森県(19%)、若手県(19%)、福島県(8%)、宮城県(4%)、秋田(4%)の順。
- 平成24年度の被害額は増加傾向。(取りまとめ中)

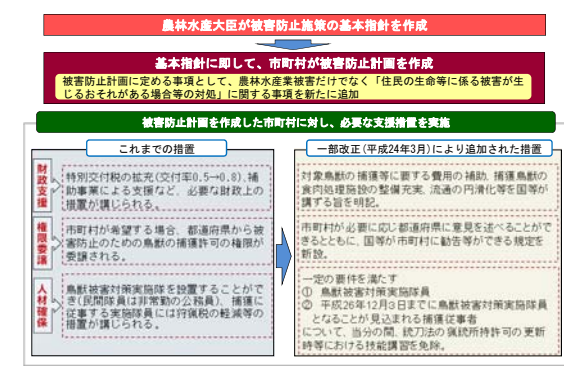


平成23年度鳥獣別被害金額割合

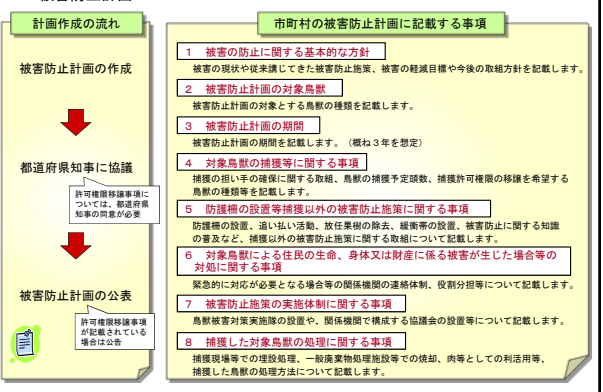


2 鳥獣被害防止特措法

○ 鳥獣被害防止特措法の概要（平成20年2月21日施行）



3 被害防止計画



4 鳥獣被害対策実施隊

○ 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を行う、「鳥獣被害対策実施隊」を設置することができる。

○ 実施隊の設置に当たっては、①隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること、②市町村長が隊員を任命又は指名することの手続きが必要。

○ 鳥獣被害対策実施隊の概要

※ 非営利の実施隊員の報酬や補償措置は、各市町村が条例で定める。

活動内容 (法第9条第1項)	対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づき被害防止施策の適切な実施
実施隊員 (法第9条第3項)	・市町村長が市町村職員から指名する者 ・被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者から、市町村長が任命する者
うち、主として捕獲に従事する者が見込まれる隊員 (対象鳥獣捕獲員)	捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許持所有者 (鳥獣被害防止特措法基本指針(改正後))

○ 実施隊の設置に必要な手続き

- 隊員の報酬や補償措置を条例で定める
- 市町村長が隊員を任命又は指名する

○ 実施隊を設置する市町村数の推移

○ 被害防止計画作成・実施隊設置市町村(都道府県からの割合による)

○ 鳥獣被害対策実施隊への優遇措置

① **技能講習の免除**
一定の要件を満たす実施隊員については、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、**技能講習が免除**される。(平成24年9月28日開始)

② **狩猟税の軽減**
実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者(対象鳥獣捕獲員)は、**狩猟税が通常の2分の1に軽減**される。(狩猟者16,500(獣獣銃等)円-8,250円)

③ **公務災害の適用**
実施隊員のうち、民間の隊員については**非常勤の公務員**となり、**被害対策上の災害に対する補償を受ける**ことができる。

④ **活動経費に対する特別交付税措置**
市町村が負担する実施隊の活動に係る経費については、**その8割が特別交付税措置**される。

⑤ **ライフル銃の所持許可の特例**
実施隊員であれば、**継続して10年以上猟銃の所持許可がなくとも**、銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、**ライフル銃の所持許可の対象**になります。

○ 東北地域の被害防止計画・鳥獣被害対策実施隊の設置状況(平成25年10月末現在)

被害防止計画作成市町村数と実施隊設置市町村数の推移

市町村数	被害防止計画	実施隊
H20.4	10	0
H21.4	43	6
H22.4	71	8
H23.4	81	13
H24.4	78	20
H25.4	139	44
H25.10	150	68

被害防止計画作成及び実施隊設置状況(25年10月末現在)

市町村数	鳥獣被害のある市町村数*	被害防止計画作成市町村数	実施隊設置市町村数
青森県	40	33	16
岩手県	33	33	25
宮城県	35	28	28
秋田県	25	22	15
山形県	35	30	17
福島県	59	49	49
東北計	227	195	150

※ 鳥獣被害のある市町村数は、「平成24年度野鳥獣による農作物被害状況報告書」により、被害発生地の報告があった市町村数。

5 鳥獣被害防止のための予算措置(平成26年度予算概算決定)

○ 鳥獣被害防止特措法の主旨を受けて、地域の鳥獣被害対策の取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成20年度に鳥獣被害防止のための事業を創設し、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ごとの総合的な取組等を支援。

○ 捕獲、侵入防止、環境整備を組み合わせた総合対策として行うことにより高い被害防止効果が得られることから、全国各地で本事業が活用されており、地域からの要望は引き続き多い状況。また、平成24年度からは、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊を重点的に支援。

鳥獣被害防止の取組に対する支援(鳥獣被害防止総合対策交付金)

市町村を中心とした地域ぐるみの取組を総合的に支援

- 【個体数調整】
 - 鳥獣の捕獲
- 【生息環境管理】
 - 鳥獣のエサ場や隠れ場所の除去等
- 【被害防除】
 - 侵入防止柵の設置
 - 追い払い活動等
- 【狙い手の確保】
 - 実施隊の設置促進
- 【鳥獣の利活用】
 - 捕獲後の食肉等としての利活用

事業内容

【ソフト対策】

- 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動
- 発生原因の除去、捕獲の促進、捕獲後の処理、鳥獣の保護・追い払い、107年を用いた被害軽減に連携し結びつく新技術実証等
- 実施隊の体制強化に向けた農業者団体等が取り組む鳥獣被害総合防止活動
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動
- 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや保護鳥獣の食肉利用の専門家の研修等

【ハード対策】

- 侵入防止柵の設置費用
- 捕獲具を食肉処理するための処理加工施設(高度衛生水準の確保を必要とし、焼却施設等)の確保等(高度化施設(獣害等))

補助率

【ソフト対策】1/2以内
※ 新増設地区や鳥獣被害対策実施隊等による取組は、市町村当たり原則200万円までを定額補助
※ 107年を用いた新技術実証実証事業への取組は、市町村当たり原則100万円までを定額補助

【ハード対策】1/2以内(条件不利地域:55/100、沖積地:3以内)
※ 侵入防止柵の設置費用を行う場合、経費への定額補助が可能

○ 予算額の推移(当初予算ベース) (億円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
予算額	28	28	23	113	95	95	95

※ H25は、別途補正予算で30億円増(ハード対策に限る)

2階部分

鳥獣被害対策実施隊

隊員は、市町村担当者、対策への積極的な参加が見込まれる猟友会員、農業者等

定額助成(上限原則200万円)

助成内容

1階部分

鳥獣被害対策協議会

構成員は、市町村、農業者団体、猟友会、普及組織等

新増設地区(初動体制整備)を除き、補助率原則1/2

平成23年度まで

平成24年度以降

鳥獣被害対策実施隊(2階部分)を重点的に支援(定額助成)

鳥獣被害対策協議会(1階部分)を重点的に支援(補助率1/2)

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策(平成24年度補正予算)

【平成24年度補正予算:12,938百万円】

○ 近年の鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、従来からの「鳥獣被害防止総合対策交付金」に加えて、平成24年度補正予算において「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」を措置

○ 各都道府県に協議会を設立して基金を造成し、事業実施主体(地域協議会、市町村等)に対して基金から補助金を交付して、①集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する「緊急捕獲活動(有償捕獲に限る)」

② 既存の侵入防止柵の延長や強化など、地域の実情に合わせてきめ細やかな対応する「侵入防止柵の機能向上」などの集中的かつ効果的な被害対策の取組について支援

【制度の仕組み】

基金造成

緊急捕獲等対策基金(都道府県協議会)

取組支援

事業実施主体(市町村単位)

(緊急捕獲等計画)を作成し市町村が対象

【緊急捕獲等計画】

- ① 市町村が、被害防止計画等を踏まえて作成し、地域協議会との協議を経て都道府県に報告
- ② 捕獲対象鳥獣の種類、対策期間及び対策地域を定めること
- ③ 捕獲計画:自費/捕獲体制:活動方法が侵入防止柵の機能向上(数値目標/年を定め)ること
- ④ 捕獲計画:目標を達成するの1/2以上捕獲体制:活動方法となっている必ず捕獲
- ⑤ 毎年度、捕獲実績等の状況を踏まえ、適切に計画見直し

【支援内容】

① 緊急捕獲活動への支援(捕獲した者への取組に応じた捕獲活動経費支払いや処理費用を支援)

※ 捕獲別に異なる額を規定

鳥獣	上限単価(円/頭・羽)
イナシ、シカ、クマ、サル、カモシカ(有償捕獲)	8,000
その他の鳥獣	1,000
鳥類	200

事業実施主体:被害防止計画に定める地域協議会、市町村
補助率:定額

② 侵入防止柵の機能向上への支援

- ① 既存の侵入防止柵の延長・かさ上げ
- ② 単一機種対応から多機種対応へ強化等の機能的な整備を支援

事業実施主体:被害防止計画に定める地域協議会、地域協議会の構成員
補助率:1/2以内(条件不利地域:55/100以内、沖積地:2/3以内)
(自力施行の場合は経費負担割合を定額補助)

鳥獣被害防止総合対策交付金（平成25年度補正予算）

○ 近年、野生鳥獣による農作物被害が拡大する中で、鳥獣被害対策の一層の強化を図ることが喫緊の課題であり、捕獲対策の実効性をより高める取組を支援します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金（平成25年度補正） 3,000百万円】

「捕獲」上の課題

- ・狩猟者の減少・高齢化
- ・狩猟者の技能低下

「生息域」上の課題

- ・生息域の増加、生息域の広域化に伴う被害額の増加
- ・農作物被害発生量の増加

関係省庁と連携しつつ、捕獲を中心とした対策の一層強化を図る

【事業内容（ハード対策）】

○ 捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備

○ 捕獲の促進に資するよう狩猟用具・仕掛けの整備

○ 捕獲鳥獣の急増に対応できる出口対策として処理加工施設の整備

【事業実施主体】
 地域協議会、地域協議会の構成員
 ※侵入防止措置を整備する場合は、有害捕獲及び生息環境整備の両方の対策を実施する地域を対象とする
【補助率】
 1/2以内（条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内）
 ※侵入防止措置の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

6 鳥獣被害対策の技術的支援

○ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー
 登録者数：153名（平成25年7月23日現在）

○ 野生鳥獣被害防止マニュアル

題名	発行年月
生物と被害防止対策（基礎編）	平成18年3月
イナシ、シカ、サル—実践編—	平成19年3月
鳥類編	平成20年3月
ハクビシ	平成20年3月
イナシ、シカ、サル、カラス—実践編—	平成21年3月
特定外来生物編	平成22年3月
捕獲肉利用編—シカ、イナシ—	平成23年3月
ニホンザルニホンシシカの総合的な被害対策のすすめ方	平成24年3月
イナシ被害対策の進め方	平成25年3月

○ 農林水産省が実施する研修等（平成24年度）

研修名	開催時期	研修の目的
鳥獣被害防止対策支援研修	6月	鳥獣被害防止技術と地域における体制整備手法の習得（普及指導員が対象）
農作物鳥獣被害防止対策研修	11月	鳥獣被害防止に関する知識や技術の習得
地域リーダー育成研修	10月	鳥獣被害の防止対策を担う人材（地域リーダー）の育成（年2回）
利活用技術指導者育成研修	8月、10月、12月上旬	捕獲鳥獣の利活用を推進する人材の育成（年4回）
対策手法 全国検討会	2月	イナシの被害対策の調査実証事例に関するセミナー及び展示会を開催

○ 農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

平成25年度鳥獣被害対策推進支援事業等の研修会等のスケジュール（予定）

研修名	主催者	研修内容	日程	開催地	募集人数	備考
地域リーダー育成研修	農林水産省	【目的】 普及指導員等鳥獣被害防止対策の中心となる人材（地域リーダー）の育成	【実施】 11月14日（土）～17日（月）、18日（火）～21日（金）	【会場】 東京 都立大、東京 都立大、山梨 山梨大	100名（東京） 30名（山梨）	募集中
		【目的】 鳥獣被害の発生や対策に関する知識、生息域の拡大や被害発生状況等の把握	【実施】 11月22日（土）～24日（月）、25日（火）～27日（木）	【会場】 大分 大分大、大分 大分大、大分 大分大	100名（大分） 30名（大分）	募集中
利活用技術指導者育成研修	農林水産省	【目的】 捕獲鳥獣の処理及び飼育、鳥獣の肉等の利活用に関する知識を習得するための、捕獲鳥獣の活用	【実施】 9月12日（木）～13日（金）、14日（土）～15日（日）	北海道 網走	30名	9/7、9/8、9/9
		【目的】 捕獲鳥獣の処理及び飼育、鳥獣の肉等の利活用に関する知識を習得するための、捕獲鳥獣の活用	【実施】 11月14日（土）～15日（日）、16日（月）	鳥取県 岩手	30名	9/7、9/8、9/9
対策手法 全国検討会	農林水産省	【目的】 鳥獣被害の発生及び対策に関する普及啓発のため、普及啓発活動の推進、生息域の拡大、生息域の拡大等の調査	【実施】 11月22日（土）～24日（月）、25日（火）～27日（木）	滋賀県 武蔵野	30名	募集中
		【目的】 鳥獣被害の発生及び対策に関する普及啓発のため、普及啓発活動の推進、生息域の拡大、生息域の拡大等の調査	【実施】 10月27日（土）～28日（日）、29日（月）	東京都 東京	300名	
農作物鳥獣被害防止対策研修	農林水産省	【目的】 農作物鳥獣被害防止対策に関する人材の育成	【実施】 11月14日（土）～15日（日）	茨城県 ついて、鳥取県 鳥取	40名	9/7、9/8、9/9